



## 固定資産税等の減額補正の適用誤りによる還付等について

固定資産税・都市計画税の土地評価において、都市計画道路の予定地（都市計画決定または事業認可された土地）については、建築制限を受けることから、課税対象となる土地に占める都市計画道路予定地の面積割合に応じて、土地評価額の減額補正を行うこととしていますが、以下のとおり当該補正の適用誤りが判明しました。

このことにより、誤って過大な税額となった皆様に深くお詫び申し上げます。

また、本来課税すべきものが課税されていなかったことについても、市民の皆様を重ねてお詫び申し上げますとともに、再発防止を図ってまいります。

### 1 概要

本年7月に資産税課職員が、都市計画道路「焼山押込線」内の土地評価業務を行っていた際、平成10年度に同道路の計画線が変更されているにもかかわらず、直近の評価替え年度である平成12年度から都市計画予定道路の土地に係る補正の変更が行われていないことに気づき、市内一円の都市計画予定道路を調査した結果、「焼山押込線」のほか「焼山東環状線」にも同様の適用誤りが判明したものです。

### 2 減額補正の影響額

#### (1) 減額補正を適用していなかった土地

税額相当分	加算金相当分	合計	延べ筆数	納税義務者
1,691万円	16万円	1,707万円	1,437筆	100人

※最大、平成13年度から令和3年度までの期間還付

#### (2) 減額補正を誤って適用していた土地

税額相当分	延べ筆数	納税義務者
約12万円	240筆	9人

※地方税法の規定に基づき、令和6年度から評価額の修正を行いますが、本来より過少となっていた税額は、24年分（平成12年度～令和5年度）のものとなります。

### 3 適用誤りの原因

都市計画道路の変更があった際の確認体制の不備と担当者の認識不足などにより、減額補正の対象となる土地の確認が不十分であったと推測されます。

### 4 今後の対応

減額補正の誤りがあった納税義務者の方について、訪問等によりお詫びと還付手続き等の説明を行い、還付等の手続きを進めていきます。

### 5 再発防止策

今後も、都市計画道路の関係課と連携し、平成26年度に導入した都市計画道路の変更が随時反映されるGIS（地理情報システム）を活用して情報を共有するとともに、都市計画道路の変更の情報の把握後、速やかに異動処理を行うべき土地の一覧を作成するなど、対象となる土地の把握を確実にいきます。

また、複数の職員による確認などチェック体制を強化し、再発防止を図ります。